

○大府市日中サービス支援型指定共同生活援助の指定 等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の指定等に関し、大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年大府市条例第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前の評価)

第2条 日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者(以下「事業実施予定者」という。)は、当該事業を開始する前に、大府市自立支援協議会設置要綱に規定する大府市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に対し、運営方針、活動内容等を説明し、協議会による評価を受け、その内容を市長に提出するものとする。

2 事業実施予定者は、前項の評価を受けるに当たっては、あらかじめ日中サービス支援型指定共同生活援助を実施する施設の平面図、配置図その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、図面相談を終えていなければならない。

3 第1項の評価を受けようとする事業実施予定者は、協議会開催月の前々月の末日までに、日中サービス支援型指定共同生活援助の指定申請に係る評価依頼書（第1号様式）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

4 前項の書類を提出した事業実施予定者は、協議会において事業内容等について説明を行うとともに、当該説明に関する質疑等に回答し、協議会から必要な要望、助言等を聴き、必要に応じて対応するものとする。

5 前項の説明を行い第1項の評価を受けた事業実施予定者は、当該事業を実施する前に、協議会の評価内容及びそれに対する対応について、当該評価結果及び大府市自立支援協議会の評価に係る報告書（第2号様式）を、大府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（令和3年大府市規則第3号）第2条の指定障害福祉サービス事業者指定申請書又は第4条第1項の変更届出書に添付し、市長に提出するものとする。

6 事業実施予定者は、当該事業を開始する前に協議会において説明した内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

7 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、あらかじめ第2項から第5項までの手続を行うものとする。

(定期の報告)

第3条 日中サービス支援型指定共同生活援助を行っている事業者（以下「事業者」という。）は、年に1回以上、協議会に対し、当該事業の実施状況等を報告し、当該実施状況について評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言等を聴かなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ指定された協議会の開催月の前々月の末日までに、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る実施状況報告書（第3号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。
- 3 前項の書類を提出した事業者は、協議会において当該事業の実施状況等について説明を行うとともに、当該説明に関する質疑等に回答し、協議会から必要な要望、助言を聴き、必要に応じて対応するものとする。
- 4 事業者は、協議会における評価の内容、要望及び助言を尊重し、当該事業の質を向上するよう努めるものとする。

（記録の整備）

第4条 前2条の規定による協議会における評価を受けた事業者は、その報告内容及びそれに対する評価、要望及び助言についての記録を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項の記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。